

令和 2 年 度

定 期 監 査 結 果 報 告 書

松 阪 市 監 査 委 員

20 松監第 000161 号
令和 3 年 2 月 2 6 日

松阪市監査委員 西 村 和 浩
松阪市監査委員 加 藤 恭 子
松阪市監査委員 楠 谷 さ ゆ り

令和 2 年度定期監査結果報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、次のとおり報告します。

なお、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、当該監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

第1 監査対象箇所及び実施期間

(令和2年6月19日～令和2年11月9日)

対 象 箇 所		監 査 実 施 日	対 象 箇 所	監 査 実 施 日	
秘 書 広 報 課		2 . 7 . 28	環 境 生 活 部		
防 災 対 策 課		11 . 9	環 境 課	2 . 10 . 26	
企 画 振 興 部			清 掃 事 業 課	11 . 4	
経 営 企 画 課		11 . 9	清 掃 政 策 課	11 . 4	
情 報 企 画 課		8 . 24	清 掃 施 設 課	11 . 4	
市 政 改 革 課		10 . 16	飯 南 ・ 飯 高 環 境 事 務 所	10 . 26	
地 域 づ くり 連 携 課		8 . 17	戸 籍 住 民 課	8 . 24	
嬉 野 地 域 振 興 局	地 域 振 興 課	7 . 17	地 域 安 全 対 策 課	10 . 16	
	地 域 住 民 課	8 . 24	人 権 ・ 男 女 共 同 参 画 課	8 . 4	
三 雲 地 域 振 興 局	地 域 振 興 課	7 . 17	健 康 福 祉 部 (福 祉 事 務 所)		
	地 域 住 民 課	8 . 24	地 域 福 祉 課	10 . 21	
飯 南 地 域 振 興 局	地 域 振 興 課	7 . 17	障 が い 福 祉 課	10 . 21	
	地 域 住 民 課	8 . 24	保 護 課	7 . 17	
飯 高 地 域 振 興 局	地 域 振 興 課	7 . 17	高 齢 者 支 援 課	8 . 4	
	地 域 住 民 課	8 . 24	介 護 保 険 課	8 . 4	
総 務 部			保 険 年 金 課	10 . 26	
総 務 課		8 . 11	健 康 づ くり 課	7 . 28	
財 務 課		10 . 21	こ ども 局	こ ども 支 援 課	10 . 21
職 員 課		7 . 22		こ ども 未 来 課	8 . 24
契 約 監 理 課		8 . 17		子 ども 発 達 総 合 支 援 セ ン タ ー	7 . 10
市 民 税 課		11 . 4			
資 産 税 課		11 . 4			
収 納 課		11 . 9			
債 権 回 収 対 策 課		7 . 28			

対 象 箇 所	監 査 実 施 日	対 象 箇 所	監 査 実 施 日
産 業 文 化 部		消 防 団 事 務 局	2 . 8 . 17
商 工 政 策 課	2 . 10 . 16	会 計 管 理 課	8 . 11
観 光 交 流 課	8 . 11	市 民 病 院	6 . 19
地 域 ブ ラ ン ド 課	7 . 28	上 下 水 道 部	6 . 19 10 . 16
競 輪 事 業 課	7 . 22	教 育 委 員 会 事 務 局	
企 業 誘 致 連 携 課	7 . 22	教 育 総 務 課	7 . 28
農 水 振 興 課	7 . 10	学 校 教 育 課	7 . 17
林 業 振 興 課	8 . 24	学 校 支 援 課	7 . 17
農 村 整 備 課	7 . 10	生 涯 学 習 課	8 . 17
文 化 課	7 . 22	ス ポ ー ツ 課	7 . 10
北 部 農 林 水 産 事 務 所	7 . 10	国 体 推 進 室	8 . 11
西 部 農 林 水 産 事 務 所	7 . 10	給 食 管 理 課	8 . 11
建 設 部		北 部 教 育 事 務 所	7 . 28
土 木 課	10 . 26	西 部 教 育 事 務 所	7 . 28
建 設 保 全 課	8 . 4	議 会 事 務 局	10 . 21
住 宅 課	10 . 26	農 業 委 員 会 事 務 局	8 . 11
用 地 対 策 課	11 . 4	監 査 委 員 事 務 局	11 . 4
都 市 計 画 課	7 . 10	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	8 . 24
営 繕 課	10 . 16		
建 築 開 発 課	7 . 22		
北 部 建 設 保 全 事 務 所	8 . 4		
西 部 建 設 保 全 事 務 所	8 . 4		

第2 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

(2) 監査の対象とした事項

令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

必要に応じて令和2年度各課監査日までの事務事業の執行について

(3) 監査の基準

「松阪市監査基準」（令和2年4月1日施行）に準拠

第3 監査の方法

本年度の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、各所属長の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。また、令和元年度監査結果の意見に対する取り組み等、措置状況についても合わせて確認した。

(1) 予算の執行は適法かつ効果的に行われたか。

(2) 事務事業は予算の目的に基づいて行われたか。

(3) 契約事務が公正適切に行われたか。

(4) 財産の取得管理、現金及び物品出納事務が適正に実施されたか。

(5) 補助金交付事務は、補助金等交付規則及び補助金交付要綱等に基づき適正に行われたか。

(6) 事務の執行が合理的かつ効率的に行われたか。

(7) 職員服務規律等の徹底に取り組まれたか。

なお、令和2年10月10日付けで、議員選出監査委員の交代があったため、10月9日までは、西村和浩、加藤恭子、米倉芳周が、10月10日以後は、西村和浩、加藤恭子、楠谷さゆりが監査を行った。

第4 監査の結果

監査の対象とした令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、おおむね適正に執行されていた。後述のとおり、一部に改善・検討を要する事項が認められた。これらについては、内容を十分検討し、速やかに必要な措置を講ずるなど、適正な事務事業の執行に万全を期されたい。なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度口頭・文書で善処を指示した。

多くの課に共通する事項

- 「物品役務完了検査調書」の不作成・不備が多数見られた。「松阪市契約規則」、
「松阪市物品及び業務委託契約執行規程」に基づき、適正に事務処理を行われた
い。

【地域づくり連携課、地域振興課（飯高）、職員課、清掃施設課、
飯南飯高環境事務所、人権・男女共同参画課、障がい福祉課、高齢者
支援課、子ども発達総合支援センター、観光交流課、地域ブランド課、
農水振興課、文化課、建設保全課、建築開発課、市民病院、学校支援
課、スポーツ課、農業委員会事務局】

- 業務委託契約書の条項等で、業務完了時に提出を求めている業務完了報告書の
未提出が見られた。適正な事務処理を行われたい。

【情報企画課、職員課、清掃施設課、飯南飯高環境事務所、健康づくり
課、観光交流課、上下水道部】

- 支出負担行為に係る決議や旅行命令、出張復命について、決裁区分誤りが見ら
れた。「松阪市予算の編成及び執行に関する規則」、「松阪市事務決裁規程」、「決裁
事務の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、適正な事務処理をされた
い。

【防災対策課、資産税課、飯南飯高環境事務所、保険年金課、こども未来
課、商工政策課、住宅課、上下水道部】

- 随意契約について、適用条項の記載がないもの、また、適用条項の記載はある
が適切でないもの、理由が記載されていないものなどが見られた。契約は一般競
争入札を原則とし、特例である随意契約を行う場合は、地方自治法施行令第16
7条の2第1項第1号から第9号までの法的根拠と理由を起案書に明確に記載
し、説明責任を果たされたい。

【地域振興課（飯南）、財務課、清掃施設課、地域安全対策課、人権・男
女共同参画課、地域福祉課、障がい福祉課、高齢者支援課、こども支
援課、こども未来課、商工政策課、農村整備課、文化課、土木課、用
地対策課、市民病院、上下水道部、生涯学習課、スポーツ課、選挙管
理委員会事務局】

- 債務負担行為の設定がなく、次年度の契約締結の起案や見積合わせ等が行われているものが見られた。債務負担行為の設定に関して周知徹底されたい。

【環境課、地域福祉課、介護保険課、建設保全課、都市計画課、給食管理課、市民病院】

- 公用車運行日誌の決裁漏れが見られた。公用車を使用する際は、「松阪市庁用自動車管理規程」に基づき、適正に事務手続きを行われたい。

【地域振興課（三雲、飯高）、環境課、地域福祉課、文化課、建築開発課、市民病院、議会事務局】

個別事項

◎ 秘書広報課

指摘要望事項

- 特に述べることはない。

◎ 防災対策課

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

◎ 企画振興部

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【情報企画課、地域づくり連携課、地域振興課（三雲、飯南、飯高）】

◎ 総務部

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【財務課、職員課、資産税課】

- 障がい者雇用を増やしていく中で、雇用された職員に応じた就労支援や配慮など、きめ細かな対応をされたい。

【職員課】

- 安全衛生事業の健康診断について、職員からの二次検査結果の報告書提出率が低い。健診結果が職員の健康管理に十分生かせるよう指導を徹底されたい。
【職員課】

- 契約事務について、研修の実施や指導をしているが、職員の認識不足と考えられる基本的な事務処理の不備（物品役務完了検査調書の不作成・不備、随意契約の法的根拠及び理由の記載漏れ等）が見られた。適正な契約事務が確保されるよう一層の指導をされたい。
【契約監理課】

- 長期間滞納となっている債権処理などについて、所管課として専門性を生かし、職員への指導をさらに進められたい。
【債権回収対策課】

◎ 環境生活部

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。
【環境課、清掃施設課、飯南飯高環境事務所、地域安全対策課、
人権・男女共同参画課】
- 収集業務等における公務災害が毎年発生している。事故の未然防止のためにミーティング等で指導・助言が行われているが、さらに事故防止の取組を進められたい。
【清掃事業課】
- 不燃物処理について、鉄製の塊等の混入や特にリチウムイオン電池が原因による発火でゴミ処理設備の火炎を検知する件数が増加している。これらを防止するための市民向けの啓発、周知等に努められたい。
【清掃施設課】

◎ 健康福祉部・福祉事務所

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。
【地域福祉課、障がい福祉課、高齢者支援課、介護保険課、保険年金課、
健康づくり課、こども支援課、こども未来課、子ども発達総合支援センター】

- 松阪市保育士修学資金貸付事業への申込は年々減少している。保育士確保のための取組に、さらに努力されたい。

【こども未来課】

◎ 産業文化部

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【商工政策課、観光交流課、地域ブランド課、農水振興課、農村整備課、

文化課】

- 飯高香肌峡林間キャンプ場は、5年以上休業となっている。今後の方向性について関係者と協議されたい。

【観光交流課】

◎ 建設部

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【土木課、建設保全課、住宅課、用地対策課、都市計画課、建築開発課】

- 松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金について、平成29年度以降補助金交付実績がない。活用しやすい補助金制度となるよう検討されたい。

【都市計画課】

◎ 消防団事務局

指摘要望事項

- 特に述べることはない。

◎ 会計管理課

指摘要望事項

- 支払遅延を防止する観点からも、公共料金の口座引き落としについて検討されたい。

◎ 松阪市民病院

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

◎ 上下水道部

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

◎ 教育委員会事務局

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【学校支援課、生涯学習課、スポーツ課、給食管理課】

- 工事設計変更について、「設計変更に伴う契約変更のガイドライン」により適正な事務処理をされたい。

【教育総務課】

- 外国籍児童生徒の増加が今後も見込まれる。学校生活について引き続き必要な支援が行われるよう努められたい。

【学校支援課】

- 飯高 B&G 海洋センタープールについて、施設維持に関する今後の方向性について検討されたい。

【スポーツ課】

◎ 議会事務局

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

◎ 農業委員会事務局

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

◎ 監査委員事務局

指摘要望事項

- 特に述べることはない。

◎ 選挙管理委員会事務局

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

意見

◎ 契約事務について

- ・「多くの課に共通する事項」で指摘したように、基本的な事務処理の誤りが見られた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純ミスに加え、各所属におけるチェック体制が十分に機能していないことが要因と考えられる。「松阪市契約規則」、「松阪市物品及び業務委託契約執行規程」等に基づいて適正な事務処理を行われたい。
- ・消耗品の購入等について、短期間に同一のものを複数回に分けて購入している事例が見られた。発注時に当初から必要な数量を見込むとともに「松阪市契約規則」に基づき適正な事務処理をされたい。

◎ 補助金交付事務について

- ・補助金交付については、松阪市補助金等交付規則や個々の補助金交付要綱等に基づいて行われているが、一部に要綱等に沿った事務が行われていない事例や実績報告書に添付されている証拠書類についての不備、補助金交付までにかかなりの日数を要しているものが見られた。所管課において十分審査を行い、適切な指導に努めるとともに、交付要綱等に基づき適正な事務手続きを行われたい。また、交付要綱等が実態に合わない場合には、交付要綱等の見直しを検討されたい。
- ・補助金交付先の決算報告において、当該組織の繰越金が補助金額を上回っているケースが見られた。補助金額の再考を検討されたい。

◎ 委託料について

- ・市が事業委託する実行委員会に独自の収入が見込まれる場合、委託料を減額できないか検討されたい。